

今治市クラウドファンディング活用事業創出支援事業

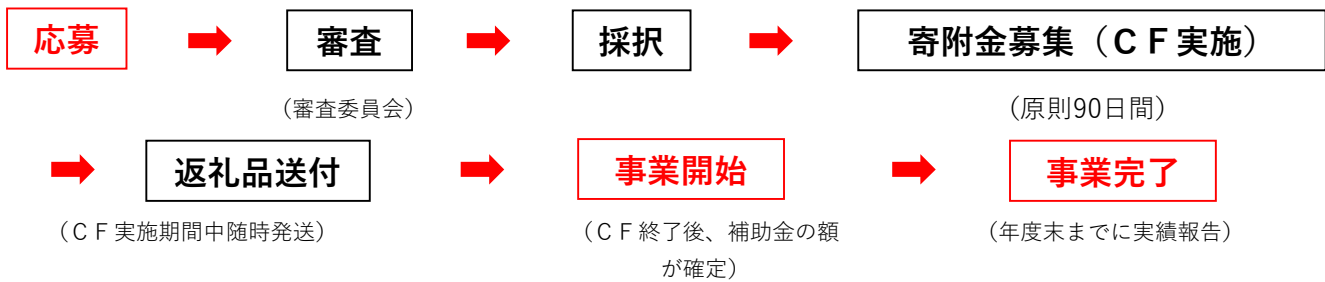
事業の概要

支所地域の振興及び活性化に資する**新規事業及び特産品創出**に要する経費に対して、ふるさと納税制度を組み入れた寄附型クラウドファンディングを活用し、集まった寄附金の一部を補助金として交付します。

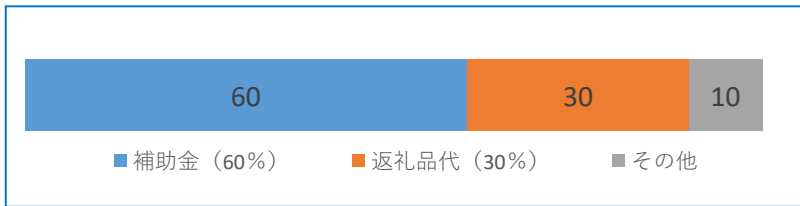
具体的には、この事業を活用し資金調達をしたい方が事業に応募し、採択された事業について、今治市がふるさと納税ポータルサイトに掲載し寄附型クラウドファンディングによる寄附を募集します。事業に賛同、共感していただける方から集まった寄附金の一部を補助金として交付するものです。

事業の流れ

※CF=クラウドファンディング



寄附金の使途のイメージ



寄附金の6割が、補助金の額となります。ただし「補助対象経費の額」を超えないものとします。寄附金の3割を、ふるさと納税に対する返礼品代とし、残りは、ふるさと納税サイト利用料等の経費とします。

補助金の額

総事業費のうち目標(必要)とする補助金の額を算定してください。補助金の額が決まれば寄附金の目標額が定まります。ただし、寄附金を募集する上では目的や事業構想を明確にする必要があります。

補助金の額は、「寄附金の6割」を交付します。ただし「補助対象経費の額」を超えないものとします。

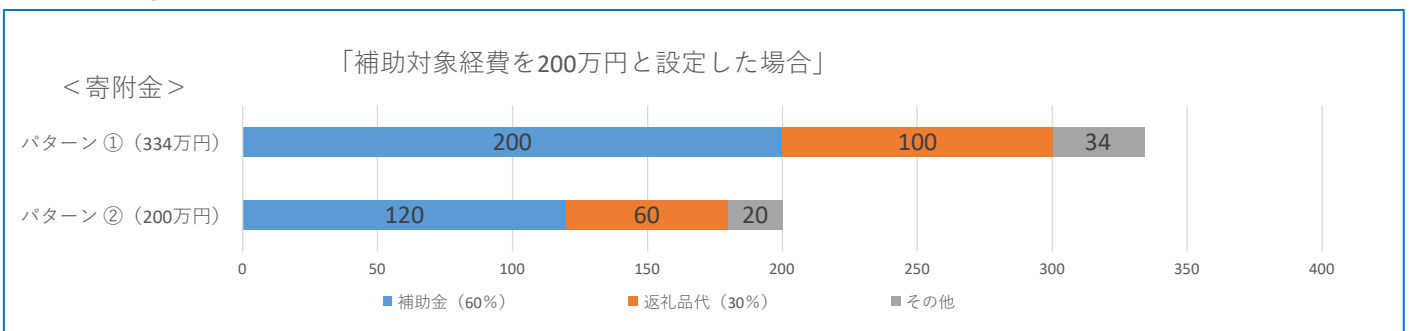
寄附金の募集は、目標金額に到達したら停止します。

例：補助対象経費（目標とする補助金）を、200万円と設定した場合、寄附金の目標額は334万円(200万円/0.6)となります。

《寄附金の状況により補助額は変動》

パターン① 寄附金が目標額に到達した場合 ⇒ (寄附金の6割=補助対象経費)

パターン② 寄附金が目標額に到達しなかった場合 ⇒ 寄附金の6割



Q & A

Q：補助金の額はいくらになりますか？

A：寄附金の10分の6の額を交付します。ただし、補助対象経費の範囲を超えないものとします。

Q：補助対象経費とはなんですか？

A：補助金の交付の対象となる経費です。

(不動産の取得又は改修、研究開発、設備の購入、広告等に要する経費)

主には、総事業費から、補助金の交付対象外となる経費を除いた金額になります。

Q：補助対象外経費には何がありますか？

A：飲食費や事業に関係の無い設備の購入等が想定されます。

Q：寄附金の残金（10分の4）は何に使われますか？

A：寄附金の10分の3は、ふるさと納税に対する返礼品代として、10分の1は、ふるさと納税サイトの利用料等になります。

Q：どの程度の事業規模から応募できますか？

A：寄附金の目標設定額の下限が100万円となっています。

補助金の額が寄附金の6割となっていますので、補助対象経費が60万円以上の事業を想定しています。

Q：いつから事業を着手できますか？

A：クラウドファンディングによる寄附の募集期間内でも、市長の承認を受けて事業に着手する事ができます。

Q：補助事業が完了する前に、補助金の一部を概算払請求できますか？

A：事業着手の承認を受けた場合は、100万円を上限として概算払の請求ができます。

Q：事業はいつまでに完了する必要がありますか？

A：単年度での事業完了となります。事業年度の3月31日までに実績報告をお願いします。

事業完了期間延長の場合は、ご相談ください。

Q：事業を中止又は廃止する事はできますか？

A：事業内容に賛同していただいた方の寄附金により補助金を交付しています。

基本的には、事業実施でお願いします。（寄付金の額が目標額に到達しなかった場合でも）

また、補助金額の確定通知があった日から起算して5年以上事業の継続をお願いします。

Q：応募するにはどのようにすればよいですか？

A：必ず事前にご相談ください。

事業に関する問い合わせ先

「島しょ部」

〒794-2302 今治市伯方町叶浦甲1668番地30

今治市役所 地域振興部 しまなみ振興局

しまなみ振興課（地域振興担当）

TEL (0897) 72 - 8772

「陸地部」

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

今治市役所 地域振興部 地域政策局

地域振興課（地域振興担当）

TEL (0898) 36 - 1514